

第200号（令和7年6月5日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局医療援助課】 3

【告示】

- △ 横浜州市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 4
- △ 多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務の委託【市民局窓口サービス課】 5
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 6
- △ 横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託【健康福祉局医療援助課】 7
- △ 短期入所生活介護の指定の一部の効力の停止【健康福祉局高齢施設課】 8
- △ 横浜市介護保険料の収納事務の委託【健康福祉局介護保険課】 9
- △ 国土調査による地図及び簿冊の作成【みどり環境局地籍調査課】 10
- △ こども自然公園野球場使用料の収納事務の委託【みどり環境局北部公園緑地事務所】 11
- △ 横浜市学校給食費の徴収事務の委託【教育委員会事務局学校給食・食育推進課】 12

【公告】

- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】 13
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 16
- △ 公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】 17
- △ 横浜農業振興地域整備計画の変更【みどり環境局農政推進課】 18
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】 19
- △ 排水設備指定工事店の指定【下水道河川局管路保全課】 20
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 21
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】 22
- △ 横浜国際港都建設計画下水道の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 23
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 24
- △ 同【建築局都市計画課】 25
- △ 同【建築局都市計画課】 26
- △ 同【建築局都市計画課】 27
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 28
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 29
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 30
- △ 同【建築局調整区域課】 31
- △ 同【建築局調整区域課】 32
- △ 同【建築局調整区域課】 33
- △ 同【建築局調整区域課】 34
- △ 同【建築局調整区域課】 35
- △ 同【建築局調整区域課】 36
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 37
- △ 同【建築局調整区域課】 38

△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	39
△ 市街地再開発組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	40
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【南区地域振興課】	41
△ 同【南区地域振興課】	42
△ 同【旭区地域振興課】	43
△ 同【泉区地域振興課】	44
△ 同【泉区地域振興課】	45
△ 同【旭区地域振興課】	47
△ 同【戸塚区地域振興課】	48
△ 同【戸塚区地域振興課】	49
△ 同【戸塚区地域振興課】	50
△ 同【戸塚区地域振興課】	51
△ 同【港南区地域振興課】	52
△ 同【港南区地域振興課】	53
△ 同【港南区地域振興課】	54
△ 同【港北区地域振興課】	55
△ 同【泉区地域振興課】	56
[水道局]	
△ 指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託【給水工事受付センター】	58
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	59
△ 横浜市長立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【市民病院医事課】	60
[市選挙管理委員会]	
△ 後援団体に関する寄附等の禁止期間【選挙課】	61
[区選挙管理委員会]	
△ 選挙人名簿の登録の移替えの延期【西区】	62
△ 同【青葉区】	63
△ 同【神奈川区】	64
△ 同【中区】	65
△ 同【港南区】	66
△ 同【保土ヶ谷区】	67
△ 同【旭区】	68
△ 同【磯子区】	69
△ 同【金沢区】	70
△ 同【港北区】	71
△ 同【緑区】	72
△ 同【戸塚区】	73
△ 同【栄区】	74
△ 同【泉区】	75
△ 同【瀬谷区】	76
△ 同【鶴見区】	77
△ 同【南区】	78
△ 同【都筑区】	79
[監査委員]	
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表（令和7年3月19日受付）【監査管理課】	80
[正誤]	81

規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第67号

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例施行規則（平成27年12月横浜市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第17号コ中「第117条第13号」を「第117条第11号」に、「限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新」を「申請に係る事実についての審査」に改め、同号コ(ア)から(エ)までの規定中「限度額適用・標準負担額減額認定証に係る被保険者」を「申請を行う者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

横浜市告示第 257 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成27年5月横浜市告示第376号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和7年3月6日	特定非営利活動法人市民の会寿アルク	中区松影町3丁目11番地の2	(新) 平成26年12月24日から令和11年12月23日まで
			(旧) 平成26年12月24日から令和6年12月23日まで
令和7年4月18日	特定非営利活動法人神奈川海難救助隊	中区日本大通14番地	(新) 平成27年3月1日から令和12年2月28日まで
			(旧) 平成27年3月1日から令和7年2月28日まで

- 2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成24年11月横浜市告示第618号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和7年4月18日	特定非営利活動法人国連ウィメン日本協会	戸塚区上倉田町435番地の1	(新) 平成24年1月1日から令和12年1月28日まで
			(旧) 平成24年1月1日から令和7年1月28日まで

横浜市告示第 258 号

多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務
の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、多機能端末機による証明書等自動交付手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
地方公共団体情報システム機構 理事長 椎 橋 章 夫	東京都千代田区一番町25番地	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第 259 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により、児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認年月日	令和7年4月1日
施設種別	保育所
施設名称	クルミ保育園
設置者	社会福祉法人愛
所在地	神奈川区高島台18番地の2

横浜市告示第260号

横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社電算システム 代表取締役 高橋 譲 太	岐阜県岐阜市日置江 一丁目58番地	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第 261 号

短期入所生活介護の指定の一部の効力の停止

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第5号の規定により、次のとおり短期入所生活介護の指定の一部の効力を停止した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の 所在地	指定効力停 止の範囲	指定効力停 止期間	サービスの 種類
社会福祉 法人近代 老人福祉 協会	ニューバ ード獅子 ケ谷	鶴見区獅 子ケ谷三 丁目10番 8号	新規利用者 受入停止1 か月	令和7年6 月1日から 令和7年6 月30日まで	短期入所 生活介護

横浜市告示第 262 号

横浜市介護保険料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、横浜市介護保険料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
株式会社電算システム
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地
- 3 委託した収納事務に係る歳入
横浜市介護保険料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 5 収納事務の委託をした日
令和7年4月1日

横浜市告示第 263 号

国土調査による地図及び簿冊の作成

金沢区釜利谷東二丁目及び谷津町の各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間	閲覧場所
令和7年6月26日から令和7年7月15日まで (ただし、土曜・日曜を除く。)	横浜市庁舎27階 北側応接ブース
令和7年6月29日	金沢文庫ふれあい 会館

- 3 閲覧時間
10時から11時30分まで及び13時から15時30分までとする。
なお、金沢文庫ふれあい会館を会場とする閲覧時間は、9時から11時30分まで及び13時から15時30分までとする。
- 4 閲覧に供された地図及び簿冊に測量若しくは調査上の誤り又は国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第15条で定める限度以上の誤差があると認める者は、上記の閲覧期間内に、横浜市長に対して、その旨を申し出ることができる。

横浜市告示第264号

こども自然公園野球場使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第243条の2第1項の規定により、こども自然公園野球場使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社三光ビルサービス社	中区本町1丁目3番地	令和7年5月7日から 令和8年3月31日まで

横浜市告示第 265 号

横浜市学校給食費の徴収事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、横浜市学校給食費の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在	委託した期間
株式会社メタップスペ イメント 代表取締役社長 山 崎 祐一郎	東京都港区港 南2丁目16番 1号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

公 告

横浜市公告第 295 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年6月5日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松 井 伸 明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積
緑区台村町 130 番の 1 内	宅地	駐車場範囲 449.51 m ² 管理範囲 2,121.70 m ²

(3) 最低貸付価格

月額 113,276 円

(4) 貸付物件の使用目的（用途指定）

緑区台村町土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

3 年間（更新なし）

(6) 入札に付す条件

緑区台村町土地公募貸付実施要項による。

2 緑区台村町土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和7年6月6日から令和7年6月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課（横浜市庁舎 12 階）

電話 045(671)3806

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 緑区台村町土地公募貸付実施要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

4 入札参加の手続

- (1) 必要書類
緑区台村町土地公募貸付実施要項による。
- (2) 受付期間
令和7年6月6日から令和7年6月17日まで必着
- (3) 受付方法
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
- (4) 宛先
〒231-0005
中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ
マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

5 入札方法及び開札の日時及び場所

- (1) 入札方法
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）
令和7年7月1日まで必着
（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ
- (2) 開札
令和7年7月3日午後2時
中区本町6丁目50番地の10
横浜市庁舎13階 13－S03会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 緑区台村町土地公募貸付実施要項における入札実施要項第6条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期

日までに納付すること。

9 その他

詳細は緑区台村町土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 296 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 横浜タワー

西区南幸一丁目1番1号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 喜 勢 陽 一

東京都渋谷区代々木2丁目2番2号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 容 量 102.45 m³	位 置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 容 量 208.28 m³

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和7年5月8日

(5) 変更する理由

廃棄物等保管施設の増設のため

2 届出年月日

令和7年5月7日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 297 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
平戸下公園	戸塚区平戸下100番の2ほか	別図のとおり	426 m ²	ベンチ、水飲み	令和7年6月5日

別図（省略）

横浜市公告第298号

横浜農業振興地域整備計画の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき横浜農業振興地域整備計画を変更したので、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

1 変更区域

- (1) 高田地区（A－2）
港北区高田町区域
- (2) 西谷地区（B－5）
保土ヶ谷区西谷町区域
- (3) 上川井地区（B－6）
旭区上川井町区域
- (4) 上瀬谷地区（C－12）
瀬谷区瀬谷町区域、瀬谷区中屋敷三丁目区域
- (5) 平戸地区（C－15）
戸塚区平戸町区域

2 縦覧場所

都筑区茅ヶ崎中央32番1号
横浜市北部農政事務所
戸塚区戸塚町16番地の17
横浜市南部農政事務所

3 縦覧時間

午前8時45分から午後5時まで

横浜市公告第299号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
中区錦町38番の8の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ベンゼン、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 その他
この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する。

横浜市公告第300号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30664	株式会社EITO	高山 新	瀬谷区瀬谷五丁目36番地の8
30665	株式会社アベニール	大栗 宗吉	鶴見区駒岡二丁目6番28号
30666	株式会社都市工営	小山 鉄平	南区中里一丁目7番3号
11775	株式会社ウォーターエッジ	古屋 寿成	相模原市南区大野台4丁目13番32号
30667	株式会社ユタカ企画	原 口 豊	南区花之木2丁目29番地の1
30668	有限会社串田設備	串 田 賢 司	緑区鴨居町 2,544 番地
11776	株式会社EFECT	内 山 学	藤沢市藤沢86番地の8
30669	株式会社原企画	小 原 徳孝子	川崎市中原区木月2丁目1番1号
30670	株式会社東原設備工業	東 原 浩 一	茅ヶ崎市高田2丁目7番31号
11777	株式会社市川工業所	市 川 裕	相模原市中央区上溝3丁目20番23号
11778	株式会社テクノジャパン	吉 田 洋	中区太田町1丁目4番地の2
30671	有限会社潮工業	佐 藤 良 之	南区中村町3丁目 208 番地の28
30672	株式会社THRIVE	工 藤 雄 吾	瀬谷区瀬谷五丁目3番地の42

2 指定有効期間

令和7年6月1日から令和11年10月31日まで

横浜市公告第301号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 5月7日	30225	有限会社大 貫設備	大 貫 雅 史	(新) 厚木市森の 里紅葉台4番 地の1
				(旧) 厚木市まつ かげ台54番13 号
令和7年 4月1日	30555	大和建設工 業株式会社	箭 川 孝 広	(新) 相模原市中 央区矢部1丁 目15番14号
				(旧) 相模原市中 央区上溝3丁 目20番14号

横浜市公告第302号

横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧

横浜国際港都建設計画地区計画の案を作成するので、横浜市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和57年10月横浜市条例第40号）第2条の規定に基づき、その原案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 種類
横浜国際港都建設計画地区計画
- 2 名称
藤が丘駅前地区地区計画
- 3 位置
青葉区藤が丘一丁目及び藤が丘二丁目地内
- 4 縦覧期間
令和7年6月5日から令和7年6月19日まで
- 5 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
令和7年6月5日から令和7年6月19日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/03-zyuran-g/03-zyuran-g.html>）

横浜市公告第 303 号

横浜国際港都建設計画下水道の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画下水道の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民又は利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画下水道
横浜公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
栄区金井町、田谷町及び長尾台町地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
戸塚区下倉田町及び戸塚町並びに栄区笠間三丁目及び長沼町地内
- 3 縦覧期間
令和7年6月5日から令和7年6月19日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和7年6月5日から令和7年6月19日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第304号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月5日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

長津田町馬ノ背特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

緑区長津田町地内

3 縦覧期間

令和7年6月5日から令和7年6月19日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年6月5日から令和7年6月19日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/04-zyuran-h/houteijyurann.html>）

横浜市公告第 305 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

白根五丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

旭区白根五丁目地内

3 縦覧期間

令和7年6月5日から令和7年6月19日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年6月5日から令和7年6月19日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/04-zyuran-h/houteijyurann.html>）

横浜市公告第 306 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

神大寺二丁目特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

神奈川区神大寺二丁目地内

3 縦覧期間

令和7年6月5日から令和7年6月19日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年6月5日から令和7年6月19日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/04-zyuran-h/houteijyurann.html>）

横浜市公告第307号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
南本宿特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
旭区南本宿町地内
- 3 縦覧期間
令和7年6月5日から令和7年6月19日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和7年6月5日から令和7年6月19日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第308号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、フレッシュタウン杉田建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 縦覧期間
令和7年6月5日から令和7年7月3日まで
- 2 縦覧場所
横浜市建築局建築指導部建築企画課
中区本町6丁目50番地の10
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和7年7月16日午前10時
- 5 公開による意見の聴取の場所
磯子区杉田一丁目1番1号 らびすた新杉田4階
横浜市磯子区民文化センター 杉田劇場 会議室A B

横浜市公告第309号

建築協定に加わる意思の表示

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づき、みすずが丘地区建築協定に加わる意思の表示があった。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市公告第310号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
昭和47年6月20日第46開14603号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
瀬谷区北新21番地の9
小 澤 利 典
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
瀬谷区橋戸二丁目37番の5及び37番の8から37番の10まで

横浜市公告第 311 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年8月28日第2023開1708号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区西新橋2丁目8番6号
大和地所レジデンス株式会社
代表取締役 下 村 俊 二
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区奈良町 2,762 番の 120 及び 2,762 番の 245

横浜市公告第 312 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年8月31日第2023開 805号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
旭区さちが丘48番地
株式会社坂本興業
代表取締役 坂 本 又 二
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
旭区さちが丘172番の3及び172番の7の各一部、174番の1、
174番の15の一部、174番の16の一部、174番の29から174番
の33まで並びに174番の34の一部

横浜市公告第 313 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年9月5日第2024開1708号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
青葉区美しが丘西二丁目53番地の13
大久保 幸 夫
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区美しが丘西二丁目53番の12及び53番の13の一部

横浜市公告第314号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年12月3日第2023開107号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区高島一丁目2番8号
京浜急行電鉄株式会社
取締役社長 川 俣 幸 宏
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
鶴見区生麦三丁目 384番の1から384番の3まで、384番の6の一部、384番の11の一部、384番の12、384番の18及び384番の19

横浜市公告第 315 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和6年12月4日第2024開1714号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
青葉区新石川四丁目11番地の10
齊 藤 イ ト
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区新石川四丁目11番の6、11番の7、11番の9、11番の10
及び11番の26の各一部、11番の27、11番の33の一部並びに11番の34の一部

横浜市公告第 316 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年1月14日第2024開1115号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
港北区新吉田町 4,190 番地
笈 川 茂
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区新吉田東三丁目 3,701 番及び 3,705 番

横浜市公告第 317 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2025 ・ 2 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 7 年 5 月 27 日
- 3 道路の幅員
6.00 m
- 4 道路の延長
31.53 m
- 5 指定の場所
神奈川区三ツ沢下町 63 番の 18
- 6 申請者の氏名
株式会社ホームランド
代表取締役 小 野 洋 一 郎

横浜市公告第 318 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2025 ・ 14 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 7 年 5 月 27 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
15.25 m
- 5 指定の場所
瀬谷区瀬谷五丁目 27 番の 54
- 6 申請者の氏名
ネクストライフ株式会社
代表取締役 石 橋 賢 一

横浜市公告第 319 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第41・127号
- 2 廃止年月日
令和7年5月20日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
226.94 m
- 5 廃止の場所
港北区菊名五丁目 174 番の15地先から 592 番の22地先まで

横浜市公告第320号

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和7年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
新綱島駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成30年11月15日から令和7年9月30日まで
- 3 施行地区
港北区綱島東一丁目813番の1、1,169番の3、1,174番の9
- 4 事務所の所在地
港北区綱島西一丁目8番9－402号
- 5 設立認可の年月日
平成30年11月15日
- 6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	港北区綱島西一丁目8番9－402号	東京都新宿区神楽坂1丁目1番地
- 7 定款変更の認可年月日
令和7年6月5日

区 告 示

南区告示第3号（令和7年5月15日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、永田台南自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月15日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	遠 藤 勝 隆 南区永田台48－3	村 上 靖 宏 南区永田台48－5

南区告示第4号（令和7年5月15日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、第二牡丹苑自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月15日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	齋 藤 博 之 南区六ツ川二丁目 152 番地の25	福 田 成 男 南区六ツ川二丁目 162 番地の10

旭区告示第1号（令和7年5月16日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、興和台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月16日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	伊藤利之 旭区川島町 3,016 番地 の 65	黄金井喜一郎 旭区川島町 2,976 番 地の 93

泉区告示第8号（令和7年5月16日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、双葉自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月16日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	常岡千秋 泉区中田西二丁目28 番66号	櫻井洋 泉区中田西二丁目27 番9号

泉区告示第9号（令和7年5月16日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、和泉中村町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月16日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
区 域	泉区和泉中央北四丁目4番1号から4番19号まで、6番から12番まで、13番10号から13番20号まで、14番から21番まで及び25番から34番まで、和泉中央北五丁目7番から25番まで、27番及び28番、和泉中央南四丁目1番、3番から8番まで、15番から21番まで及び32番、和泉中央南五丁目1番から6番まで、8番6号から8番24号まで、9番2号から9番17号まで、10番、11番、12番20号から12番34号まで、15番から19番まで、24番から27番まで及び28番3号から28番17号までの区域	泉区和泉中央北四丁目7番24号から7番50号まで、9番、10番1号から10番35号まで、10番39号から10番52号まで、11番、12番、13番10号から13番20号まで、14番から17番まで、18番1号から18番6号まで、21番、25番36号から25番47号まで、26番27号から26番34号まで、27番から33番まで、34番1号から34番8号まで及び34番13号、和泉中央北五丁目7番から9番まで、12番から14番まで、16番11号、16番12号、17番から23番まで、24番13号から24番31号まで、25番1号から25番17号まで、27番及び28番、和泉中央南四丁目3番8号、4番から8番まで、15番、16番8号から16番27号ま

		で、16番56号から 16番59号まで、17 番から19番まで、 21番9号、21番19 号、21番23号、32 番5号及び32番10 号、和泉中央南五 丁目1番から3番 、5番、6番、8 番6号から8番24 号まで、10番、11 番、12番20号から 12番34号まで、15 番、16番、17番13 号から17番25号ま で、18番19号、24 番から27番まで及 び28番3号から28 番17号までの区域
--	--	---

旭区告示第5号（令和7年5月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南希望が丘三一会自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月21日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	齋 藤 典 子 旭区南希望が丘97番地 の4	鬼 木 彰 旭区南希望が丘95番 地の16

戸塚区告示第4号（令和7年5月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、吉田元町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月22日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	石 井 眞 一 戸 塚 区 吉 田 町 1,269 番 地	千 葉 貢 戸 塚 区 吉 田 町 1,371 番 地 の 5

戸塚区告示第5号（令和7年5月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、新沢睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月22日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	西 川 侑 汰 戸塚区戸塚町 4,421 番 地の12	中 垣 昭 子 戸塚区戸塚町 4,389 番 地

戸塚区告示第6号（令和7年5月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、富士ヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月22日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	伊 沢 弘 男 戸塚区下倉田町 828 番 地の 90	梅 田 裕 戸塚区下倉田町 825 番 地の 17

戸塚区告示第7号（令和7年5月22日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、俣野町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月22日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	戸 塚 宏 戸塚区俣野町 1,271 番 地	川 邊 芳 治 戸塚区俣野町 561 番地 の 3

港南区告示第1号（令和7年5月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、港南台町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月26日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	飯島英夫 港南区芹が谷三丁目 11番17号	遠藤哲男 港南区芹が谷四丁目 32番7号

港南区告示第2号（令和7年5月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、宮谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月26日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	ハッ橋 武 明 港南区港南台二丁目 20番8号	蓑 輪 智 章 港南区港南台一丁目 11番23号

港南区告示第3号（令和7年5月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、港南つつじヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月26日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	脇田和郎 港南区日野南六丁目 38番1号	川上讓治 港南区日野南七丁目 1番11号

港北区告示第5号（令和7年5月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、大倉山神明町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月26日

横浜市港北区長 竹下 幸紀

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	黒川 紀男 港北区大倉山二丁目 26番35号	森 時彦 港北区大倉山二丁目 28番30号

泉区告示第11号（令和7年5月27日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、赤坂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年5月27日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山 本 尚 志 泉区和泉町 1,050 番地 の 13	大 村 賢 一 泉区和泉町 1,015 番地 の 55
区 域	泉区和泉町 1,010 番地の 1、1,010 番地の 2、1,011 番地の 1 から 1,011 番地の 5 まで、1,012 番地の 1 から 1,012 番地の 49 まで、1,015 番地の 1 から 1,015 番地の 92 まで、1,020 番地の 1、1,025 番地の 1 から 1,025 番地の 5 まで、1,034 番地の 6 から 1,034 番地の 15 まで、1,038 番地の 1 から 1,038 番地の 7 まで、1,040 番地の 1 から 1,040 番地の 3 まで、1,041 番地の 1 から 1,041 番地の 6 まで、1,042 番地の 1 から 1,042 番地の 16 まで、1,043 番地の 1 から 1,043 番地の 22 まで、1,044 番地の 1 から 1,044 番地の 8 まで、1,047 番地の 1 から 1,047 番地の 28 まで、1,048 番地の 1 から 1,048 番地の 14 まで、1,050 番地の 1 から 1,050 番地の 21 まで、1,079 番地の	泉区和泉町 1,010 番地の 1、1,010 番地の 2、1,011 番地の 1 から 1,011 番地の 5 まで、1,012 番地の 1 から 1,012 番地の 49 まで、1,015 番地の 1 から 1,015 番地の 95 まで、1,020 番地の 1、1,025 番地の 1 から 1,025 番地の 5 まで、1,034 番地の 6 から 1,034 番地の 15 まで、1,038 番地の 1 から 1,038 番地の 7 まで、1,040 番地の 1 から 1,040 番地の 3 まで、1,041 番地の 1 から 1,041 番地の 6 まで、1,042 番地の 1 から 1,042 番地の 16 まで、1,043 番地の 1 から 1,043 番地の 22 まで、1,044 番地の 1 から 1,044 番地の 8 まで、1,047 番地の 1 から 1,047 番地の 28 まで、1,048 番地の 1 から 1,048 番地の 14 まで、1,050 番地の 1 から 1,050 番地の 21 まで、1,079 番地の

	1、1,100番地の1から1,100番地の6まで、1,163番地の1から1,163番地の6まで、及び3,152番地の1から3,152番地の18までの区域	の1、1,100番地の1から1,100番地の6まで、1,163番地の1から1,163番地の6まで、及び3,152番地の1から3,152番地の18までの区域
--	---	--

水道局

水道局告示第4号

指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2で準用する
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定によ
り、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、徴収事務を委託した
。

令和7年6月5日

横浜市水道事業管理者

水道局長 山岡 秀 一

- 1 指定公金事務取扱者の名称
横浜ウォーター株式会社
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
中区相生町6丁目113番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入
図面の写し交付手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 5 徴収事務の委託をした日
令和7年4月1日

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年5月28日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第11号（令和7年5月28日揭示済）

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成24年5月病院経営局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号及び第4号並びに第10条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この規程の施行後にした行為に対して、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年2月横浜市条例第9号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑のうち刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）は、長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の横浜市医療局病院経営本部職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する規程第10条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

医療局病院経営本部告示第4号

横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務を次のとおり委託した。

令和7年6月5日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
弁護士法人エジソン法律事務所 社員 大 達 一 賢	東京都千代田区神田 錦町1丁目8番地11	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

市 選 挙 管 理 委 員 会

横浜市選挙管理委員会告示第13号（令和7年5月31日揭示済）

後援団体に関する寄附等の禁止期間

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5の規定により、令和7年5月31日から横浜市長選挙の期日までの間、後援団体に関する寄附等は禁止される。

令和7年5月31日

横浜市選挙管理委員会

区選挙管理委員会

西区選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月16日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月16日

横浜市西区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

青葉区選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月20日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月20日

横浜市青葉区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

神奈川県選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月21日揭示済）
選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市神奈川県選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

中区選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市中区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

港南区選挙管理委員会告示第4号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市港南区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

保土ヶ谷区選挙管理委員会告示第7号（令和7年5月21日揭示済）
選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

旭区選挙管理委員会告示第4号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市旭区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

磯子区選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市磯子区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

金沢区選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市金沢区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

港北区選挙管理委員会告示第5号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市港北区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

緑区選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市緑区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

戸塚区選挙管理委員会告示第4号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

栄区選挙管理委員会告示第3号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市栄区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

泉区選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市泉区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

瀬谷区選挙管理委員会告示第3号（令和7年5月21日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月21日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

鶴見区選挙管理委員会告示第2号（令和7年5月22日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月22日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

南区選挙管理委員会告示第10号（令和7年5月22日揭示済）

選挙人名簿の登録の移替えの延期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令和7年5月22日

横浜市南区選挙管理委員会

登録の移替えを停止する期間

令和7年6月2日から参議院議員通常選挙の期日まで

都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号（ 令 和 7 年 5 月 22 日 掲 示 済 ）

選 挙 人 名 簿 の 登 録 の 移 替 え の 延 期

参議院議員の任期が令和7年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条本文ただし書の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以後に延期する。

令 和 7 年 5 月 22 日

横 浜 市 都 筑 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 の 移 替 え を 停 止 す る 期 間

令 和 7 年 6 月 2 日 か ら 参 議 院 議 員 通 常 選 挙 の 期 日 ま で

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第6号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和7年3月19日
受付）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

令和7年6月5日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一

正 誤

令和7年定期第194号 104 ページ上から9行目
「 第14条を削る。 」
は
「 第14条を次のように改める。
第14条 削除」
の誤り。